

大学の学費に関する意見書

近年、国立・私立大学の授業料の引上げが相次いでいます。国立大学では、令和元年度に東京工業大学、東京芸術大学、令和2年度に一橋大学、千葉大学、東京医科歯科大学、令和6年度に東京農工大学が授業料について、文部科学省が定める年額の標準額である53万5,800円を上回る額への引上げを行い、このうち多くの大学が、増額の上限である標準額の2割増の引上げを行いました。現在、東京大学が授業料の引上げを検討していることも報じられています。

私立大学も、この10年間で平均授業料が約10万円上昇し、令和5年度入学者に係る初年度授業料の平均額は、約96万円にも上ります。令和5年度から令和6年度にかけては物価高騰の影響などにより、約4分の1の大学が学費の引上げを実施しました。

授業料の引上げの背景には、国立大学法人への運営費交付金の削減や、私立大学への補助金が極めて貧弱なことがあります。政府は、平成24年に経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の高等教育の無償化の規定に係る留保を撤回しており、大学をはじめとする高等教育の学費を無償化していくべきです。

それにもかかわらず、令和6年3月の中央教育審議会の高等教育の在り方に関する特別部会では、私立大学の学長が、国立大学の学費を150万円程度に引き上げることを提案するなど、学費の引上げを加速させるような議論が行われており、許し難い問題です。

大学生、卒業生及び子育て世帯は、高額な学費、利子も含めた奨学金の返済により、既に重い負担を強いられています。学生は、学費や生活費を賄うためのアルバイトに時間を割かなければならず、勉学や研究に集中できない状況が生じています。学費の引上げは、若者の教育を受ける権利を奪い、未来を奪い、大学の活力や研究の質の低下を招き、社会にも大きな損失を与えるものです。

よって、国会及び政府に対し、高等教育の無償化を実現する立場から検討を行い、国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金を大幅に増額し、各大学が学費の引上げをせず、引き下げることができるような措置を講ずるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 6年 9月19日

大和郡山市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
文部科学大臣